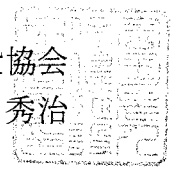


全老健第 22-521 号
平成 23 年 3 月 16 日

民 主 党 幹 事 長
岡 田 克 也 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会長 川合 秀治



「東北地方太平洋沖地震」被災地への支援活動に関する緊急要望

今般の「東北地方太平洋沖地震」は多くの犠牲者を出し、被災地では未だ運営再開の目途が立たない当会会員施設が多数存在しております。

当会会員のみならず、高齢者介護の現場に携わる仲間を支援したいという 止むに止まれぬ思いから、当会では、被災した介護老人保健施設をはじめとする医療機関、介護施設等に対し、地方公共団体との連携の下、別紙のとおり、被災地への人的及び物的支援活動を展開したいと考えおります。

つきましては、当活動の趣旨をご理解いただき、特段のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

社団法人全国老人保健施設による「東北地方太平洋沖地震」被災地への支援活動について

1. 目的: 「東北地方太平洋沖地震」被災地(岩手県、宮城県、福島県等)の避難所や、被災した医療機関、介護施設等も含め、地方公共団体等との連携の下、適切かつ効率的な人的及び物的支援を行う。
2. 支援の内容:
 - ① 医師、看護職、リハビリ専門職、介護職等の医療・介護スタッフとマネジメント要員を被災施設及び避難所等に派遣し、継続的な医療・介護を提供する。
 - ② 医薬品、紙おむつやマスク等の衛生材料、食料品、生活用品等を被災施設及び避難所等に配布する。
3. 具体的支援の方法と手順:
 - ① 関東(首都圏)に、支援スタッフ及び支援物資を集約する第一拠点を、全老健関連施設に創ることで支援活動を開始する。
 - ② 地方公共団体等との連携の下、被災地又は被災地周辺に第二拠点を創る。
 - ③ 第一拠点から、緊急通行車両等により、第二拠点に支援スタッフ及び支援物資を輸送する。
 - ④ 第二拠点においては、地方公共団体等、現地との連携の下、避難所や被災施設等に必要な支援スタッフ・支援物資を配置、搬送する。
 - ⑤ ①～④の拠点及びルートが確立された際には、(社)全国老人保健施設協会は、他の関連団体(病院団体や理学療法士協会等の団体)にも呼びかけ、支援活動を拡大していくとともに、支援の重複や混乱を防ぎ、適切かつ重層的な支援活動になることを目指す。
4. 政府への要望:
 - ① 地方公共団体等との連携にあたり、政府として、連携のための地方公共団体等の窓口と当会との仲介をお願いしたい。
例) 地方公共団体等と具体的支援策について検討する場の設定をしていただくこと
等
 - ② 物資輸送等のための「緊急通行車両確認標章」の交付と燃料の確保等について、特段の配慮をお願いしたい。
例) 使用車両はトラックのほか、医療機関所有の救急車等も考えられるので、車両についてではなく、団体に対して必要数の標章を交付いただく等
 - ③ 地方公共団体だけではなく、医薬品、衛生材料、食料、燃料、輸送体制等の確保について、各業界団体への働きかけをお願いしたい。